

原子力事業者防災業務計画の修正（R04年度）について

燃料集合体が原子炉内から使用済燃料貯蔵槽（燃料池）へ全て取出されることに合わせて、原子力事業者防災業務計画（以下、防災業務計画という）第1章第5節に基づき、防災業務計画を修正する。修正概要は以下のとおり。

（1）緊急事態を判断する施設区分及びEAL説明の変更

燃料集合体が原子炉内から使用済燃料貯蔵槽（燃料池）へ全て取出されることにより、緊急事態を判断する施設区分が「原子力災害対策指針 表2-3.→7.」「規則ハ→規則チ」に変更となることから、適用対象の警戒事象、通報基準、報告基準及び各EALを以下のとおり変更する。

- ・ 対策指针对象の警戒事象 【別表3-1-26】（別表P.28～29）
- ・ 原災法第10条に係る通報基準 【別表3-1-27】（別表P.32～35）
- ・ 原災法第15条に係る報告基準 【別表3-3-33】（別表P.41～45）

①施設区分変更のため別表から削除するもの

- ・ EAL11（GE）
- ・ EAL21（SE）
- ・ EAL23（SE、GE）
- ・ EAL28（GE）
- ・ EAL29（AL、SE、GE）
- ・ EAL41（SE、GE）
- ・ EAL42（AL、SE、GE）

②該当する施設区分で適用対象の警戒事象、通報基準、報告基準のうち、現在のプラント状況を踏まえ、適用外とするもの（EAL説明の追記・修正）

- ・ EAL26（AL、SE、GE） 【全交流電源喪】（※既に適用外）
- ・ EAL27（SE、GE） 【直流電源喪失】
- ・ EAL51（AL、SE、GE） 【原子炉制御室他の機能喪失】

③現在のプラント状況を踏まえ、EAL説明の修正するもの

- ・ EAL30（AL、SE、GE）【使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失】
- ・ EAL52（AL、SE）【所内外通信連絡機能の一部喪失】

④その他

- ・ EAL01【敷地境界付近の放射線量の上昇】
→原子炉及び使用済燃料貯蔵槽（炉外燃料貯蔵槽）の事象発生判断に使用するモニタの一部を削除（格納容器エリアモニタ、燃料出入設備通路エリアモニタの削除）
- ・ EAL53【火災・溢水による安全機能の喪失】
→「AL53」および「SE53」で規定される「安全機器等」の一覧の修正（対象外のEALに係る機器を削除）。（別表3-1-28）

(2) 防災資機材の変更（エリアモニタの一部削除）

【別表 2-3-4】（別表 P. 7）

- ・原子炉及び使用済燃料貯蔵槽（炉外燃料貯蔵槽）での異常検知に使用する「エリアモニタ」を削除する。

（削除対象：）

- ①原子炉側 → 格納容器エリアモニタ（2台）
- ②使用済燃料貯蔵槽（炉外燃料貯蔵槽）
→ 燃料出入設備通路エリアモニタ（1台）
可搬型エリアモニタ（1台）

(3) EAL判断に係わらないERSS伝送項目の削除

【別表 2-5-19】（別表 P. 18~20）

- ・現在伝送されている信号のうち、EALの判断に使用しない信号を削除する。
（中性子束、制御棒挿入状態、原子炉容器ナトリウム液位、原子炉冷却系統のナトリウム温度、流量、C/V 隔離状態、M/C 母線電圧、ナトリウム漏えい等）

(4) 「シビアアクシデント」に係る記載の削除

燃料集合体が原子炉内から使用済燃料貯蔵槽（燃料池）へ全て取出されることにより、炉心溶融や原子炉格納容器の破損に至る事象が発生しないため、関連する記載を削除する。

- ・用語の定義から「(22) シビアアクシデント」を削除【第1章第2節】（本文 P. 9）
- ・別表 2-3-6、別図 2-3-11 に定める資機材（別表 P. 9）、（別表 P. 64）
「シビアアクシデント対策等に関する資機材」を「電源機能喪失時等対応資機材」として継続して整備するため、別表標題を修正【別表 2-3-6】
- ・原子力防災教育「シビアアクシデントに関する知識」の削除
- ・その他、関連箇所における記載削除。

(5) 原子力防災訓練 要素訓練の項目及び内容の見直し

【別表 2-7-24】（別表 P. 25）

- ・原子力防災訓練の要素訓練のうち、すでにEAL適用外となる全交流電源喪失（EAL26）に関する訓練「⑥全交流電源喪失対応」を削除する。
- ・「⑦アクシデントマネジメント対応」の内容を「EAL 事象を想定した対応」に修正する。

(6) もんじゅ原子力防災組織の修正

【別図 2-1-1】（別表 P. 53）、【別表 2-6-21】（別表 P. 22）、

【別図 2-2-7】（別表 P. 60）

- ・技術班の削除

技術班の設置目的である、シビアアクシデント発生時における炉心損傷防止対策の検討等の業務が発生しないため、技術班を削除する。

（燃料池水が喪失したとしても燃料体の被ふく管肉厚中心温度は186℃であり定格

運転時の熱的制限値である 675°C を超えないこと、敷地境界における線量上昇についても廃止措置計画で評価済みであり、非常時において技術班で新たに評価を行うような場面は発生しない。）

- ・ 班名称の修正（運用状況に合わせた名称に修正）
 - 車両班、警備班 ⇒ 庶務班
 - 記録班、資材班 ⇒ 記録資材班
 - 避難誘導班、救助救急班 ⇒ 避難救急班
 - 通報連絡班、渉外班 ⇒ 通報連絡渉外班
 - 報告書作成班、Q & A 班、プレス対応班 ⇒ Q & A ・ 報告書作成班

（7）その他記載の適正化等

- ・ 副原子力防災管理者の指名と副原子力防災管理者の職務を区別して記載【第 2 章第 1 節 3.】（本文 P. 13）
- ・ 読み替え表の反映（R04 年 4 月 22 日届出）【別図 2 - 2 - 9】（別表 P. 62）
 - 自動車局安全・環境基準課→自動車局車両基準・国際課）
- ・ 様式の修正【様式 3 - 1 - 7、様式 3 - 1 - 9、様式 3 - 1 - 11】（別表 P. 75、77、80）
 - 施設区分の変更に伴う修正（EAL 削除）・適除外 EAL の反映。
- ・ 標準 EAL マトリックス表の修正【参考 1】（別表 P. 82）
 - 施設区分の変更に伴う修正（EAL 削除）・適除外 EAL の反映。

以上